

## 福岡市保育所等におけるICT化推進事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 保育所等におけるICT化推進事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則(昭和44年福岡市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 保育所等におけるICT化を推進し、保育士の業務負担の軽減を図るとともに、保育人材確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、「保育所等」とは、福岡市内に所在する次の各号に掲げるものであって、福岡市以外の者が設置したものである。

#### (1) 保育所

児童福祉法(昭和22年法律第164号(以下、「法」という。))第39条第1項の規定により設置された保育所

#### (2) 幼保連携型認定こども園

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する施設

#### (3) 地域型保育事業所

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所

### (事業の範囲)

第4条 「福岡市保育所等におけるICT化推進事業補助金」(以下ICT化推進事業補助金という)の交付は、全て予算の範囲内で行うものとする。

### (補助対象事業)

第5条 ICT化推進事業補助金の対象となる事業は、保育所等を設置経営する法人その他の団体の代表者又は個人(以下、「保育所等設置者」という。)が、保育所等における業務のICT化を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備することを目的として行う、次の各号に掲げる事業とする。

#### (1) 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入(以下、「システム導入」という。)

##### ① 交付対象施設

保育所

幼保連携型認定こども園

地域型保育事業所

##### ② 対象事業

保育所等が保育士の業務負担を軽減するため、以下のiからivまでに掲げる機能を有するシステム(4つの機能のうち1つ以上の機能を有するもの)を導入するために要した初期費用(システムの導入に必要な端末の購入費用やインターネット環境の整備等を含む。)の一部を1施設1回に限り補助する。ただし、過去に当該事業又は他の事業により補助を受けてiからiiiのうち1つ以上の機能を有するシステムを導入した場合であっても、新たにivの機能を有するシステムを導入する場合には、当該システムを導入するために要する費用に限り補助するものとする。なお、シス

テムの導入に当たっては、これらの機能に加え、保護者が負担する利用料金の請求に関する機能や職員の勤務シフトの作成機能など、保育士等の業務負担の軽減に資する他の機能を付与することができるものとする。

- i 保育に係る計画・記録に関する機能
- ii 園児の登園及び降園の管理に関する機能
- iii 保護者との連絡に関する機能
- iv キャッシュレス決済に関する機能

③ その他

- i (1) ②の「ii 園児の登園及び降園の管理に関する機能」を導入する保育所等においては、適切な登降園管理が行われるよう、各施設で作成する安全計画（注）にシステムを活用した安全管理の取組について明記すること。
- ii システム導入による業務の効率化により費用の縮減効果が生じた場合は保育士の処遇等（賃金の改善のみならず、職場環境の改善などを含む）に充てること。
- iii システム導入に当たっては、下記の調査研究等も参考に、保育士の業務負担軽減に資する機能を導入すること。
  - ・「ロボット・AI・ICT等を活用した保育士の業務負担軽減・業務の再構築に関する調査研究」株式会社野村総合研究所（令和3年3月）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000861861.pdf>
  - ・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」（令和3年3月）  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/000763301.pdf>
  - ・「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン 業務改善実践に向けた事例集」（令和4年3月）  
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/12862028/www.mhlw.go.jp/content/000928266.pdf>
- iv システムを導入した保育所等は、その効果等について、別に定める日までに、別紙により市町村を通じて厚生労働省に報告するとともに、ICT化の取組や導入効果について保護者等に積極的に発信するよう努めること。なお、報告内容については、とりまとめの上、厚生労働省において公表することとしているので留意すること。

(2) 通訳や翻訳のための機器の導入（以下、「翻訳機等導入」という。）

① 交付対象施設

保育所  
幼保連携型認定こども園  
地域型保育事業

② 対象事業

外国人のこどもの保護者とのやりとりに係る通訳や翻訳のための機器（以下「翻訳機等」という。）を導入する事業とする。

(注) 安全計画

- ・保育所及び地域型保育事業所：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第92号）」において、各施設において策定することを義務付けることとされた安全計画
- ・幼保連携型認定こども園：認定こども園法第27条の規定により準用する学校保健安全法

の規定に基づく学校安全計画

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、保育所等設置者が補助対象事業を実施するために要する経費とする。ただし、本事業による費用について、他の事業により、その費用が交付されている場合には、対象としない。

2 前項に規定する経費には、システム及び翻訳機等の導入のために必要となる次の各号に掲げる経費を含むものとする。

- (1) システム及び翻訳機等の購入費
- (2) リース料
- (3) 工事費
- (4) 備品購入費

3 クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジット会社に対する分割払い手数料(金利)は、対象経費に該当しない。

(補助金の額)

第7条 ICT化推進事業補助金の補助金の額は、施設ごとに下表の補助基準額欄に定める基準額と導入に要した実支出額を比較して少ない方の額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に、補助率欄に定める国及び市の補助率を合計したものを乗じて得た額とする。

補助基準額	補助率
1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入 A 保育に関する計画・記録に関する機能 B 園児の登園及び降園の管理に関する機能 C 保護者との連絡に関する機能 D キャッシュレス決済に関する機能 上記の対象機能のうち、導入する機能数に応じて国庫補助基準額を以下のとおりとする。 <端末購入等を行わない場合> 1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 200,000 円 2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 400,000 円 3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 600,000 円 4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 800,000 円 <端末購入を行う場合> 1 機能を導入する場合・・・1施設当たり 700,000 円 2 機能を導入する場合・・・1施設当たり 900,000 円 3 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,100,000 円 4 機能を導入する場合・・・1施設当たり 1,300,000 円 2. 通訳や翻訳のための機器の導入 1施設当たり 150,000 円	国1/2 市1/4 事業者1/4  《補助例その1》 1. 保育所等における業務のICT化を行うためのシステムの導入において、AからDの機能を導入し端末購入等を行う事業費の総額が1,300,000円の場合  補助額975,000円 事業所負担額325,000円  《補助例その2》 2. 通訳や翻訳のための機器の導入の事業費の総額が150,000円の場合  補助額112,000円 事業所負担額38,000円

2 前項の規定により算定した補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 ICT化推進事業補助金の交付を申請しようとする保育所等設置者は、市長が別途通知する日までに、ICT化推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「ICT化交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 ICT化交付申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) ICT化推進事業補助金実施計画書(様式第2号)

- (2) システム又は翻訳機等の導入に係る経費の見積書
- (3) システム又は翻訳機等の導入に搭載されている機能について詳細が確認できる資料
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合は、内容を確認し、補助金の交付の可否及び交付すべき補助金額を決定し、ICT化推進事業補助金交付決定通知書(様式第3号。以下「ICT化交付決定通知書」という。)により、速やかに通知を行うものとする。

(実績報告)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、システム又は翻訳機等が保育所等に導入され、当該費用を保育所等が事業者を支払った日の属する月の翌月末日(支払った日の属する月が3月の場合は、3月末)までにICT化推進事業補助金実績報告書(様式第4号。以下「ICT化実績報告書」という。)及び次項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出できない場合は、この限りではない。

2 ICT化実績報告書に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) システム又は翻訳機等に搭載されている機能について詳細が確認できる資料
- (2) 対象経費を確認できる書類(領収書等)
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号に規定する領収書等には、次の各号に掲げる事項が記載されていることとする。なお、領収書等に訂正がある場合、事業者の訂正印のないものは無効とする。

- (1) 購入事業者の名称
- (2) 支払者名
- (3) 領収額(又はクレジット契約額)
- (4) 領収額の内訳(購入費、リース料、工事費、通信費、消費税など)
- (5) 領収日(又はクレジット契約日)
- (6) 領収印

(補助金の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を確認し、交付すべき補助金額を確定し、ICT化推進事業補助金確定通知書(様式第5号)により、速やかに通知を行い、補助金を交付する。

(申請の変更)

第12条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、実施する事業内容等を変更する必要があるときには、ICT化推進事業補助金変更交付申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならない。

(変更交付決定及び通知)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、必要な審査又は調査等を行ったうえで補助金変更交付の可否を決定し、ICT化推進事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により、通知を行う。

(申請の取り下げ)

第14条 第9条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき、又は補助の対象となる要件を満たさないときは、ICT化推進事業補助金交付取下書（様式第8号）により市長が定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（補助金交付の条件）

第15条 市長は、補助金の交付の決定をする場合には、次の各号に掲げる事項につき条件を付するものとする。

（1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

（2）事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。

（3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（4）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年7月11日厚生労働省告示第384号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

（5）市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

（6）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（7）補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。

また、間接補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。

（8）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

（9）この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。

（10）その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

（11）本市の市税を滞納していないこと。

（補助金の決定取消し及び返還）

第16条 市長は、ICT化推進事業補助金の決定を受けた者が、この要綱の規定に違反した場合は、実施を決定した事業の全部若しくは一部を取り消すものとし、補助金が既に交

付されている場合は、その返還を命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第17条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。次項において「暴排条例」という。）第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした保育所等が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員

(2) 法人でその役員のうち前号に該当する者がある場合

(3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、本事業の適用を受けた保育所等が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請を行った施設長等に対し当該施設長等（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したものの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(期間)

この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。

なお、令和7年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、令和11年3月31日をもって廃止する。

なお、令和11年3月31日以前に交付決定を行った事業については、この要綱を適用する。終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

附 則

この要綱は、令和7年10月10日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

ICT化推進事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

(又は氏名)

ICT化推進事業について補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知の上関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助金の申請額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助事業の執行に関する収支計画

	区 分	金 額	説 明
収入の部	福岡市補助金収入	円	(内訳) システム導入 円 翻訳機等導入 円
	自己資金	円	(内訳) システム導入 円 翻訳機等導入 円
	計	円	
支出の部	ICT化推進事業に要する費用	円	(内訳) システム導入 円 翻訳機等導入 円
	計	円	

様式第 1 号- 2

3 福岡市保育所等における ICT 化推進事業補助金交付要綱第 17 条(暴力団の排除)に基づく記載

(1) 申請者が個人の場合

下記に、指定している項目について記入してください。

申請者氏名	性別	生年月日
(フリガナ)	男 ・ 女	明・大 昭・平 年 月 日

(2) 申請者が法人の場合

「役員名簿」(様式第 9 号)を提出してください。

ただし、法人が作成している「役員名簿」に、様式第 9 号に指定している項目がすべて含まれている場合は、本様式に代えることができます。

申請人は、本件申請にあたり市に提出した個人情報について、市がこの補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用することに同意します。

また、申請人が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当したとき(申請人が法人である場合、当該法人の役員が暴力団員に該当したときを含む。)は、市がこの補助金を交付しないこと、又は補助金の交付の決定を取り消すことについて同意します。

添付書類

- (1) ICT 化推進事業補助金実施計画書(様式第 2 号)
- (2) ICT 化推進事業の導入に係る経費の見積書
- (3) ICT 化推進事業の導入に係る機器へ搭載されている機能について確認できる資料  
(例)パンフレット等
- (4) ICT 化推進事業補助金算定表

様式第 2 号

I C T 化 推 進 事 業 補 助 金 実 施 計 画 書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名  
(又は氏名)

①施設名	
②住所	(〒 ー ) 福岡市 区 電話 ( )
③ICT 化推進事業に 要する費用	円
④事業実施予定時期	令和 年 月 頃
(備考)	

I C T 化 推 進 事 業 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

指 監 第 \_\_\_\_\_ 号  
令 和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

様

福岡市長

先に申請のあった I C T 化 推 進 事 業 について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助内示金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金交付予定時期 \_\_\_\_\_

3 補助条件

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けず、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。
- また、間接補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (10) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

様式第4号

ICT化推進事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました事業が完了しましたので、下記のとおり報告します。

①施設名	
②住所	(〒 ー ) 福岡市 区 電話 ( )
③ICT 化推進事業に要した費用	円
④事業実施終了日	令和 年 月 日
(備考)	

添付書類

- (1) ICT 化推進事業の導入に係る機器へ搭載されている機能について確認できる資料
- (2) 対象経費を確認できる書類 (領収書等)

様式第5号

I C T化推進事業補助金確定通知書

令和 年 月 日  
指監第 号

様

福岡市長

先に交付決定したI C T化推進事業補助金については、実績報告書に基づき、補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 \_\_\_\_\_円

2 補助条件

福岡市補助金交付規則の規定を遵守すること。

I C T化推進事業補助金変更交付申請書

令和 年 月 日

あて先 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名  
(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号により補助金の交付決定を受けました  
I C T化推進事業補助金について、変更交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金の交付決定額 円

補助金の変更申請額 円

2 事業計画の変更理由

様式第6号-2

3 補助事業の執行に関する収支計画

区 分	金 額	説 明
①福岡市補助金	当初 円	
	変更後 円	
②ICT 化推進事業に要する費用	当初 円	(内訳) システム導入 円 翻訳機等導入 円
	変更後 円	(内訳) システム導入 円 翻訳機等導入 円
備 考		

添付書類

- (1) ICT 化推進事業の導入に係る経費の見積書
- (2) ICT 化推進事業の導入に係る機器へ搭載されている機能について確認できる資料  
(例) パンフレット等
- (3) ICT 化推進事業補助金算定表

I C T 化推進事業補助金変更交付決定通知書

指監第 号  
令和 年 月 日

様

福岡市長

先に申請のあった I C T 化推進事業補助金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 補助決定金額 \_\_\_\_\_ 円

2 補助金変更交付予定時期 \_\_\_\_\_

3 補助条件

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号。以下「処分制限期間」という。）で定められている期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、この間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入

の全部又は一部を市に納付させることがある。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、速やかに市長に報告しなければならない。  
また、間接補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返納しなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。  
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は処分制限期間で定められている期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から30日以内とする。
- (10) その他福岡市補助金交付規則の定めを順守すること。

様式第8号

ICT化推進事業補助金交付取下書

令和 年 月 日

(あて先) 福岡市長

申請者の住所

申請者の団体名及び代表者の氏名

(又は氏名)

令和 年 月 日付指監第 号の交付決定通知に係るICT化推進事業補助金については、下記の理由により交付の取下を申請します。

記

- 1 補助事業名 ICT化推進事業
- 2 補助予定金額 \_\_\_\_\_円
- 3 交付決定通知書の受領年月日  
令和 年 月 日
- 4 取下理由

